

「QUICK 優先市場」選定基準

「QUICK 優先市場」の選定基準は、以下の通りです。(2014年5月14日 - 一部追記)

(1) 株券等

- ・ 単独上場時はその取引所を採用します。
- ・ 複数取引所に上場している場合は、直近3ヶ月間の日次売買高の優劣を営業日数分比較し、評点化した後、月末時点で判定し、翌月第一営業日から適用します。
※日々の売買高の優劣判定に使用する市場は、東証 (JASDAQ を含む)、名証、地取の立会取引のみが対象です。
- ・ 追加上場時は、追加上場した取引所の立会い期間が3ヶ月に満たない場合、追加上場してか判定日 (月末) までの日次売買高で優劣を判定します。なお、月中に追加上場した場合、判定日 (月末) までの優先市場は、追加上場前の優先市場を引き継ぎます。
- ・ 複数市場に上場している株式で、優先市場に設定されている市場が整理銘柄に割り当てられた場合、優先市場から除外します。当該市場の上場廃止後に継続して上場する市場が存在する場合を対象とします。見直しの反映タイミングは整理銘柄割当日の二営業日後とします。
但し、15時すぎに当日割当が発表された場合は、三営業日後に見直します。
※割当日が休日の場合、翌営業日を起点とします。
※整理銘柄割当における優先市場の見直しは、過日分売買高による判定で行います。
※月末営業日の整理銘柄割当の場合、翌月第一営業日反映の月次選定基準から当該市場を除外し判定します。但し、月末営業日の15時すぎに当日割当が発表された場合は、二営業日後に見直します。
上場全市場において上場廃止になる見込みがある場合は、上記変更を保留する場合があります。
- ・ 新規上場時に複数市場に同時上場する場合、最初の月末が到来するまでは、以下の基準で判定します。
東証 (JASDAQ を含む) > 名証 > 地取 の順
但し、企業再編による新設会社の場合、元の上場子会社の売買高等を考慮し、総合的に優先市場を判定する場合があります。

(2) 新株予約権付社債等

- ・ 単独上場時はその取引所を採用します。
- ・ 複数取引所に上場している場合、および新規上場時に複数市場に同時上場する場合は、以下の基準で判定します。
東証 > 名証 の順

以上